

保育園・認定こども園の入園申し込みが始まります



問 福祉課 こども係 ☎0952-75-6118

令和8年度の保育園・認定こども園の新規入園と継続申し込みを受け付けます。

- 対象年齢 0歳児から5歳児まで
- 受付期間 〈1次〉10月27日(月)～12月19日(金) 〈2次〉令和8年1月5日(月)～随時
- 申込書配布・提出場所
 〈新規〉市役所1階 福祉課 こども係
 〈継続〉在園中の保育園・認定こども園



⑧お知らせ

結婚に伴う新生活を 応援します

問 総合政策課 地域づくり係 ☎0952-75-2116



結婚に伴う新生活を開始する際の経済的な不安を軽減することと、若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、結婚しやすい環境づくりを推進するために、多久市結婚新生活支援事業補助金を交付します。

■対象者要件

次の①～⑦のすべてに該当すること

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍した世帯
- ② 夫婦の合計所得が500万円未満の世帯（奨学金を返済している場合は年間返済額を控除します）
- ③ 夫婦共に結婚時の年齢が39歳以下の世帯
- ④ 多久市に2年以上継続して居住すること
- ⑤ 過去に地域少子化対策重点交付金の交付を受けていないこと
- ⑥ 市税などに滞納がないこと
- ⑦ 多久市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと

■補助額

- 夫婦共に29歳以下の場合
補助限度額60万円
- 夫婦共に30歳以上39歳以下の場合
補助限度額30万円

■補助対象経費

- 住宅取得費用（建物購入費のみ、婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅）
- リフォーム費用（修繕・増築・改築・設備更新）
- 住宅賃貸借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- 引越費用

※この制度に該当しない場合でも新婚世帯に対し、家賃補助を行っています。年齢や所得の制限なく、最高1万円を最長48か月補助します



令和7年度 コミュニティ助成事業を紹介します



問 総合政策課 地域づくり係 ☎0952-75-2116

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報の一環として宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。

今回は、令和7年度に採択を受けた1事業（西の原区自治会）の取り組みを紹介します。

■西の原区自治会【エアコン設備の整備】

公民館にエアコン設備を整備しました。
区内住民の活動拠点である公民館を快適に利用することが可能となります。



▶室内機

